

第3号様式

意見公募(パブリックコメント)の結果

- 件 名 勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する
指導要綱(案)について
- 意見等の募集期間 令和3年4月20日 ～ 令和3年5月20日
- 意見等の受付件数 2件

1 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載します。

(1) 条例ではなく要綱による制定 についての意見

番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
1	国が定めた太陽光発電設定ガイドラインでは、遵守義務がなく努力義務になっており、近隣トラブルや景観の悪化、森林伐採による自然破壊など、努力義務を無視したほぼ無法状態で太陽光発電所開発が行われています。 そこで館山市や御宿町など他自治体と同様に法的な拘束力を持つ条例を定めるよう請願し、令和元年9月の市議会定例会にて議会で挙手多数で採択されました。 それなのになぜ条例ではなく要綱になっているのでしょうか。	令和元年9月の市議会定例会での採択以降、条例の制定に向けて準備を進めてまいりましたが、 ①大規模な事業については県から市に対して意見を求められるものの、比較的小規模な事業については、市が把握することなく設置されている現状から、まずは、市が事業計画の段階で把握することが第一歩であること。 ②太陽光発電を含む再生可能エネルギーの事業認定は、経済産業省が行っていること。 ③太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電施設は、電気の安定かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷低減を図るうえで重要なものとなっており、本市の自然環境と再生可能エネルギー発電施設との調和を図る必要があること。 など、これらの内容を総合的に検討した結果、要綱の制定で対応が可能であると判断しました。 また、他自治体の太陽光発電に係る条例・要綱においても許可制の条項を制定しているものは少なく、事業計画の届出により協議を行い、協議を終了しなければ事業に着手しないことや指導、助言、勧告を行うことができることなどを規定するものが多くなっています。 これらの内容を併せて検討した結果、要綱により実施することとし、令和3年2月24日(水)に全員説明会において市議会議員に説明しております。

(2) 第2条「地域住民」「近隣関係者」 についての意見

番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
1	発電設備の規模、設置場所、施工方法にもよりますが、発電設備を設置したことによる弊害は、定めた「地域住民」「近隣関係者」の範囲に収まると思えません。 ・樹木を切ったことによる表土の流出によって起こる川の汚染、水量の不安定化（極端な例ですが雨が降れば川の氾濫、晴れが続けば農業用水枯渇の可能性が上がります） ・森林環境から海に流れる予定だった栄養分（表土の流出では賄えないフルボ酸鉄など）の寸断は、漁業やマリンレジャーに直接的な被害があります。これは北海道襟裳岬の緑化事業のデータで海産資源に対する直接的な被害が明らかにされています。（日本・北海道襟裳岬における防砂および漁業資源回復のためのクロマツ植林） ・井戸水の汚染、枯渇 等 これらの弊害を受ける市民全体や関係者の声が反映できるような定義が必要と考えます。	本要綱の目的には、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることが含まれていることから、本要綱第8条において太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域を指定し、該当区域において設置事業が計画された場合は、これらの目的を達成するため、事業者に対し、関係法令を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとしております。これにより、多くの弊害については調整ができるものと考えております。 一方で、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及を進めることは、環境という観点からは非常に有効であることも事実です。 今後も本市の自然環境と再生可能エネルギー発電施設との調和を図りながら、本要綱を運用していくべきものと考えております。

(3) 第7条 看板設置 についての意見

番号	提出のあった意見等の概要	市の考え方
1	事業区域内の見やすい場所に設置とありますが、山林における設置の場合、人の往来がほとんどないような場所に設置することも多いと思います。看板に気づかずに60日経ち、設置することによって弊害を受ける住民や関係者の周知や理解を得たと判断されると、トラブルのもととなり良好な関係が築けないのではと考えます。 回覧板や広報、市のHPなど広く周知できるような場所での掲示も必要と考えます。	(1) 条例ではなく要綱による制定についての意見 中でもお答えしておりますが、本要綱制定は、太陽光発電設備の設置について、市が事業計画の段階で把握することも目的のひとつとなっております。 そのため、本要綱第8条において市との事前協議を定め、その提出書類において地域住民等説明会報告書及び地域住民等説明報告書の提出を義務付けており、同要綱第9条により、事前協議が完了しなければ事業に着手しないものとされております。 これにより、地域住民が知ることなく事業が実施されることはないものと考えております。

※ 勝浦市情報公開条例第6条に規定する不開示情報、情報、政策等の策定に係わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、掲載を省略することがあります。

○ 問い合わせ先 勝浦市役所 生活環境課生活環境係